田町、金山町、最上町、舟形町、真室川町及び鮭川村、福島県喜多方市、只見町、西会津町、三島町及び金山町、新潟県長岡市、小千谷市、十日町市、見附市、上越市、魚沼市、南魚沼市及び阿賀町並びに長野県上松町、南木曽町、木祖村、王滝村、大桑村及び木曽町については、当該被害の程度を考慮して総務大臣が定める額を平成二十五年二月において交付し、同年三月において交付すべき額から当該額を控除した額を同月において交付する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十五条の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年二月十五日

厚生労働大臣　田村　憲久

職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の二第二項第八号中「から第六十四条の六まで」を「及び第六十四条の六」に改める。

第六十四条の三第三項第三号中「次条第三項及び第六十四条の五第三項において同じ。」を削る。

第六十四条の四第一項第三号及び第三項第三号中「であつて総訓練時間が七百時間以上のもの」を削り、同条第二項中「六月以上の」を削り、同条第三項第六号及び第七号中「（厚生労働大臣が指定するものに限る。）」を削る。

第六十四条の五第一項第三号及び第三項第三号中「であつて総訓練時間が三百五十時間以上のもの」を削り、同条第二項中「基礎一級の技能検定については検定職種に関し四月以上の実務の経験を有する者とし、基礎二級の技能検定については検定職種に関し二月以上の」を「検定職種に関し」に改め、同条第三項第六号及び第七号中「（厚生労働大臣が指定するものに限る。）」を削る。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。